

真のタックスペイヤーをめざす

UENO



初夏号

NO.461(5・6月号)



公益社団法人
上野法人会

<http://www.uenohoujin.or.jp/>

消費税法令の改正等のお知らせ

1 簡易課税制度のみなし仕入率の見直し

【改正の概要】

簡易課税制度のみなし仕入率が、次のとおり改正されました。

- ・金融業及び保険業が、第四種事業から第五種事業へ(みなし仕入率60%⇒50%)
- ・不動産業が、第五種事業から新たに設けられた第六種事業へ(みなし仕入率50%⇒40%)

【適用開始時期】

この改正は、平成27年4月1日以後に開始する課税期間から適用されます。ただし、次の経過措置が設けられています。

簡易課税制度の改正に係る経過措置の内容

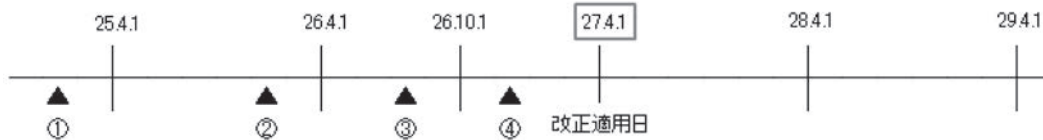
平成26年9月30日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出した事業者は、平成27年4月1日以後に開始する課税期間であっても当該届出書に記載した「適用開始課税期間」の初日か2年を経過する日までの間に開始する課税期間(簡易課税制度の適用を受けることをやめることができない期間)については、改正前のみなし仕入率が適用されます。

(注) 平成26年10月1日以後に、「消費税簡易課税制度選択届出書」を新たに提出した事業者は、平成27年4月1日以後に開始する課税期間から、改正後のみなし仕入率が適用されます。

○不動産業(第六種事業)に該当する事業を営む者に係る経過措置の適用関係《例》

【3月31日決算法人の適用例】

《▲ = 消費税簡易課税制度選択届出書の提出》



「消費税簡易課税制度選択届出書」の提出年月日	課 税 期 間				
	自25.4.1 至26.3.31	自26.4.1 至27.3.31	自27.4.1 至28.3.31	自28.4.1 至29.3.31	自29.4.1 至30.3.31
①25.3.31以前	第五種で計算	第五種で計算	第六種で計算	第六種で計算	第六種で計算
②26.3.27	(一般課税)	第五種で計算	第五種で計算	第六種で計算	第六種で計算
③26.9.26	(一般課税)	(一般課税)	第五種で計算	第五種で計算	第六種で計算
④26.10.6	(一般課税)	(一般課税)	第六種で計算	第六種で計算	第六種で計算

ご注意ください！！

簡易課税制度の適用を受けている事業者が、その適用を受けることをやめようとする場合には、適用を受けることをやめようとする課税期間の初日の前日までに「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

ただし、簡易課税制度の適用を受けている事業者は、2年間継続して適用した後でなければ、「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を提出して、その適用をやめることはできません。

【具体例】

平成25年3月31日以前に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出して、簡易課税制度の適用を受けている事業者が、平成27年4月1日に開始する課税期間から、その適用を受けることをやめようとするときは、平成27年3月31日までに「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

2 課税売上割合の計算における金銭債権の譲渡に係る対価の額の算入割合の見直し

【改正の概要】

これまで、消費税の課税売上割合(注)の計算上、貸付金、預金、売掛金その他の金銭債権（資産の譲渡等の対価として取得したものを除きます。(※)）の譲渡については、その譲渡に係る対価の額の全額を資産の譲渡等の対価の額(分母)に算入することとされていましたが、今回の改正によりその譲渡に係る対価の額の5%相当額を資産の譲渡等の対価の額(分母)に算入することとされました。

※ 資産の譲渡等の対価として取得した金銭債権の譲渡については、その譲渡等の対価の額は課税売上割合の計算上、資産の譲渡等の対価の額(分母)に含めないこととされています。

(注) 課税売上割合とは、その課税期間中の国内における資産の譲渡等の対価の額の合計額(税抜き)に占めるその課税期間中の国内における課税資産の譲渡等の対価の額(税抜き)の合計額の割合をいいます。

$$\frac{\text{課税資産の譲渡等の対価の額(課税売上高(税抜き)+免税売上高)}}{\text{資産の譲渡等の対価の額(課税売上高(税抜き)+免税売上高+非課税売上高)}}$$

【改正前】 金銭債権の譲渡に係る対価の額の**全額**を資産の譲渡等の対価の額(分母)に算入



【改正後】 金銭債権の譲渡に係る対価の額の**5%に相当する金額**を資産の譲渡等の対価の額(分母)に算入

【適用開始時期】

この改正は、平成26年4月1日以後に行われる金銭債権の譲渡について適用されます。

3 輸出物品販売場制度の見直し

【改正の内容】

(1) 免税対象物品の範囲の拡大

食品類、飲料類、薬品類、化粧品類その他の消耗品については、これまで、輸出物品販売場における免税販売の対象外とされていましたが、外国人旅行者などの非居住者に対して同一の店舗における1日の販売額の合計が**5千円超50万円までの範囲内**の消耗品について、次の方法で販売する場合に限り免税販売の対象とされました。

- ① 非居住者が、旅券等を輸出物品販売場に提示し、当該旅券等に購入記録票(免税物品の購入の事実を記載した書類)の貼付けを受け、旅券等と購入記録票との間に割印を受けること。
- ② 非居住者が、「消耗品を購入した日から**30日以内**に輸出する旨を誓約する書類」を輸出物品販売場に提出すること。
- ③ **指定された方法により包装**されていること。

(注) 非居住者が国外における事業用又は販売用として購入することが明らかな物品は、通常生活の用に供する物品に該当しないため、これまでと同様に免税販売の対象になりません。

(2) その他

輸出物品販売場を経営する事業者が保存すべき書類の追加や購入記録票等の様式の弾力化・記載事項の簡素化などの改正が行われました。

【適用開始時期】

この改正は、平成26年10月1日以後に行われる課税資産の譲渡等について適用されます。

[輸出物品販売場制度とは]

輸出物品販売場(免税店)を経営する事業者が、外国人旅行者などの非居住者に対して通常生活の用に供する物品を一定の方法で販売する場合には、消費税が免除される制度です。

なお、輸出物品販売場を開設しようとする事業者は、販売場ごとに、事業者の納税地を所轄する税務署長の許可を受ける必要があります。

※ 詳しくは、国税庁ホームページの「輸出物品販売場制度の改正について」をご覧ください。

公益社団法人上野法人会 第3回通常総会

地域の発展と活力ある法人会を目指して

平成26年5月21日(水)

東天紅「平成ホール」
午後5時30分～第一部 表彰状・感謝状贈呈式
第二部 第3回通常総会
東天紅8階「ザ・ルーキス」
午後6時30分～第三部 懇談会



▲小林会長

第一部では役員として20年以上ご奉仕頂いた方3名に表彰状、10年以上ご奉仕頂いた方4名に感謝状、そして会員増強にご協力頂きました5社の代表者に感謝状を贈呈しました。

<第一部>



▲代表 福本様



▲代表 忍田様



▲代表 吉田様

表彰状・感謝状贈呈式

<表彰状20年以上>

谷中支部 谷中第三地区
福本 豊 様
谷中支部 谷中第四地区
三ヶ島 章光 様
金杉支部 竜泉三丁目泉地区
恒次 勝利 様

<感謝状10年以上>

竹町支部 竹町南地区
忍田 明治 様
竹町支部 秋葉原地区
久保田 進 様
東上野支部 東上野一丁目地区
岩井 信男 様
入谷支部 中根岸地区
竹田 雅之 様

<会員増強感謝状>

朝日信用金庫 本店 吉田真健 様
合羽橋支店 沼田明広 様
上野支店 齋藤浩一 様
西町支店 相星英則 様
大同生命保険(株) 上野社 佐藤孝之 様



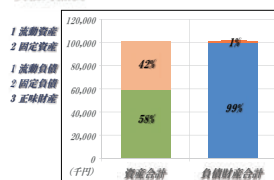
<第二部>

通常総会は、平成26年3月末正会員数3,352社中、出席1,721社(内、委任状による出席1,535社)過半数を超えており適正に成立致しました。

議事

第1号報告 平成26年度事業計画の件
第2号報告 平成26年度収支予算の件
第1号議案 平成25年度事業報告の件
第2号議案 平成25年度決算報告の件
〃 監査報告の件

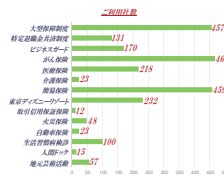
貸借対照表



(定足数の発表)



4 福利厚生事業による、会員サービス



総務委員会作製の
パワーポイントは
議案書を更に見や
すく修正しました。

第3回通常総会



▲佐藤副会長



▲常見事業副委員長



▲熊倉会計



▲太田事業委員長



▲尾高会計



▲手島監事



▲議長 小林会長

御祝辞

通常総会が終了して、来賓の皆様にご祝辞を頂きました。



▲東京上野税務署
伊藤署長



▲台東区税事務所
白石所長



▲一般社団法人青色申告会
山口会長

社会貢献活動

今年も皆様のご厚意で沢山の切手、新品タオル、アルミ缶のプルタブを頂きました。これからも続けてまいりますのでご協力お願い致します。

女性部会

源泉部会



ご協力ありがとうございました。

公益社団法人上野法人会 第3回通常総会

< 第三部 >

懇談会

第三部は8F『ザ・ルーキス』にて懇談会が開催されました。小林会長挨拶のあと、お忙しい中、駆けつけて頂いた吉住区長よりご祝辞を頂きました。そして、大勢ご出席いただきましたご来賓の紹介に続き、上野法人会の元会長であり現在常任顧問である塚原和郎氏の26年春の叙勲「旭日小綬章」受章の報告がなされ祝福ムードで乾杯に移りました。乾杯のご発声は平野顧問、歓談、そして時間を少し伸ばしての野口顧問の中締めまで和やかな歓談となりました。



▲御祝辞 吉住区長



▲司会
中立理事



▲司会
佐藤副会長



▲挨拶 小林会長



▲乾杯 平野顧問



▲中締め 野口顧問



▲ご来賓の紹介

TKK 東法連特定退職金共済会

特定退職金共済制度
DVD 視聴

5月21日総会開始前に、公益財団法人東法連特定退職金共済会(当会の上部組織である東京法人会連合会が母体となり52年に設立された)「特定退職金共済制度」のDVDを映写しました。

制度の特色：従業員のための退職金を計画的に準備できます。また、公益財団法人 東法連特定退職金共済会の組織を通じて、退職金制度が確立でき、優秀な人材の確保、従業員の意欲向上、定着化に役立ちます。従業員のための退職金を計画的に準備できます。



公益社団法人
上野法人会

すぎおひでや 杉尾秀哉氏講演会

報道マンが語るニュースの裏側
～今後の政治経済展望 アベノミクスの行方等～

【と き】平成26年 5月 21日 (水)

16:00～17:20

【と ころ】東天紅「平成ホール」



TBSテレビ報道局
解説・専門記者室長(局長待遇)
杉尾秀哉氏



5月21日午後4時より東天紅「平成ホール」においてTBSテレビ報道局解説・専門記者室長であり、コメンテーターとしてもご活躍の杉尾秀哉氏の講演会を開催致しました。大変気さくなお人柄で、講演冒頭舞台から降り皆様へ質問をしながらエネルギーに動き、聞き取りやすい話し方で大変好評でした。最後「時間を2分押ししてしまいました」とは、さすがテレビマン。でも、もう少し聞きたかったとの会場の声でした。

誤って印紙税を納付した場合、返してもらえるの？



～経理課社員リサと顧問税理士サキ先生の税務問答～

税理士・行政書士 山端 美徳

リサ この間、注文を受けた建物建設工事の注文請書に収入印紙を貼って先方に提出したら、収入印紙の額が多すぎると言われたのですが。

サキ先生 建設工事の注文請書は、通常の請負契約書より印紙税額が軽減されていますよ。ところで、いくら多かったのですか。

リサ 記載金額が1,600万円の注文請書なのですが、15,000円の収入印紙を貼ってました。でも、調べてみると、平成26年4月から平成30年3月までに作成する建設工事の請書は、10,000円に変更になっていました。

以前、先生から「税額が変わるから、注意してね」と言われたのを思い出しました。どうすればいいのでしょうか。

サキ先生 この場合、作成者である当方において差額分の還付を受けることになります。具体的には、税務署に「印紙税過誤納確認申請書」の提出をすることになりますが、その際、印紙を貼った注文請書を提示する必要がありますので、先方から預かってください。そこで確認を受けることによって、多く納めた5,000円は当方の銀行口座に後日振込入金されることになります。

また、注文請書については、確認印を押印のうえ返却してもらえます。

リサ 還付の手続きはいつまでに行わなければいけないのですか。

サキ先生 印紙を貼り付けた日から5年の間に請求手続きを行わなければいけません。

リサ 今回のように多く納めた場合のほかにも還付請求ができる場合がありますか。

サキ先生 印紙税がかからない文書に誤って印紙を貼った場合や、印紙を貼ったものの契約書の作成途中で書損などにより使用する見込みがなくなった場合なども、還付の対象となります。

ただし、契約書として成立した後に、修正または変更などにより、再度契約書を作成するような場合には、一旦契約が成立しているため、修正または変更前の契約書は還付の対象にはならないので注意してください。

リサ 収入印紙で使用見込みのないものも返してもらえるのですか。

サキ先生 不要になった未使用の収入印紙は、印紙税として還付を受けることはできませんし、郵便局で買い戻しもできません。

ただし、郵便局の窓口で手数料を支払って他の額面の収入印紙と交換することができます。

リサ わかりました。そういえば、領収書に貼る収入印紙も今まで3万円未満が非課税だったのが、平成26年4月以降に交付する場合は5万円未満まで非課税となりましたね。気をつけないと！

筆者紹介

山端美徳（やまはた・よしのり）

1963年生まれ。国税庁長官官房事務管理課、東京国税局課税第二部調査部門、同消費税課などを経て、神奈川県相模原市で税理士登録。中小企業を中心に財務・税務サービスを行う。認定経営革新等支援機関。

新開発の緊急消防車両、続々配備

／ 指揮拠点、水陸両用など / 大震災の教訓活かす



産経新聞科学部記者

伊藤壽一郎

東日本大震災は津波やがれきの影響で被災者の救援活動が思うように進まず、大規模災害時の救助態勢に多くの課題を突き付けました。この教訓を活かすため、総務省消防庁は大震災 3 年を機に、新開発の消防車両を次々と配備しています。

荷台が指揮本部に

同庁によると、大震災の最大の反省点は「隊員が能力を最大限発揮するための環境整備が不十分だったこと」だそうです。

大震災の被災地には、全国から延べ約 11 万人の緊急消防援助隊員が駆け付け、88 日間にわたる救助活動を行いました。けれど 3 月の東北は寒く、津波浸水域での過酷な作業などで隊員は激しく疲弊。温かい食料やシャワーも不足し、薄い野営テントで震えが止まらず眠れない。これでは、いかに鍛え抜いた隊員でも士気が上がりません。

そこで開発したのが「拠点機能形成車」です。普段は巨大トレーラーのような外観ですが、被災地に到着すると、荷台部分がせり出して広さ約 40 平方メートルの空間が出現し、隊員の休憩所や指揮本部になります。

冷暖房を完備した大型エアテントと簡易ベッドを搭載し、隊員 100 人の寝泊まりが可能。調理器具やシャワー、トイレも備えており、これなら十分に英気を養えそうですね。1 台 1 億 1 千万円で、3～4 月に全国に 6 台配備しました。

がれきも踏破

災害発生時、人命救助は最初の 72 時間が重要とされています。しかし、大震災の被災地は津波の水とがれきに覆われ、被災者のいる場所に急行するのが困難でした。この教訓から、水陸両用のバギー（荒地地走行用の車両）が開発されました。車体の左右に 4 個ずつ幅広の極太タイヤを備え、全輪で駆動するため荒地での踏破性は抜群。最大 30 度の急斜面も登れます。

また、極太タイヤにたっぷり詰まった空気で水に浮き、タイヤの深い溝で水をかいて水上を時速 4 ㎞で航行可能。これなら、がれきも浸水域もへいちゃらですね。専用運搬車両とのセットで 4 千万円。3～4 月、全国に 15 台を配備したそうです。

現行車両は、救助が必要な人の所に駆け付け、より安全な場所に運ぶ「救急車型」ですが、今後は消火活動ができる「放水車型」や、水源からポンプで水を供給する「給水車型」など、さまざまなタイプを開発。これらを連携させて、より効果的な救援活動を目指します。

自衛隊とも連携

東日本大震災では被災地での活動だけでなく、全国規模の機材・人員輸送も大きな課題でした。巨大地震や大津波で交通網が広域に寸断されたからです。緊急消防援助隊の出動人数がピークの 6,835 人に達したのは震災から 1 週間後。機材や人員を、もっと早く被災地に届ける必要がありますね。

これを受け、同庁は自衛隊との連携を強化。昨年 10 月、台風 26 号の影響で伊豆大島（東京都大島町）で起きた大規模な土砂災害では、発生 4 日後までに、航空自衛隊の輸送機で緊急消防援助隊員 57 人、救助工作車をはじめとした消防車両 13 台の輸送を完了しました。

このほか、被災地の様子を調べる情報収集ロボットや消火活動に当たる放水ロボット、高性能カメラで被災者を捜索する無人ヘリコプターなど、さまざまな研究が進行中。同庁では「最悪の事態を想定すれば、やるべきことはまだ多い。さらに装備を充実させ、首都直下地震や南海トラフ巨大地震に備えなくてはならない」と話しています。

〔筆者紹介〕

伊藤壽一郎（いとう・じゅいちろう）東京都生まれ。学習院大学卒業後、産経新聞社に入社し、文化部、經濟部、社会部などを経て 2002 年から科学部。現在は文部科学省の科学技術部門を担当し、原子力から地震、宇宙、物理、化学、生物、ITまで、幅広い分野を取材対象としている。著書に「生きものの変遷 温暖化の足音」（共著、扶桑社刊）、「新ライバル物語 闘いが生む現代の伝説」（共著、柏書房）などがある。

青年部会 「第3回 報告会」

女性部会 「第3回 報告会」

【と き】平成26年4月15日(火) 各報告会 17:00～
 【ところ】ホテルパークサイド 講演会 17:30～
 懇談会 18:30～

青年部会(常見英彦部会長)では、東京上野税務署東山副署長、法人課税第一部門金澤統括官ご臨席のもと「第3回報告会」が開催されました。報告会では平成25年度事業報告・決算報告、平成26年度事業計画・予算報告がおこなわれました。東山副署長様より御挨拶を頂き滞りなく報告会は終了となりました。

女性部会(吉田邦江部会長)では、東京上野税務伊藤署長、法人課税第一部門幾世橋上席国税調査官ご臨席のもと「第3回報告会」が開催されました。報告会では平成25年度事業報告・決算報告、平成26年度事業計画・予算報告がおこなわれました。伊藤署長様より御挨拶を頂き滞りなく報告会は終了となりました。



第1部 報告会

〈報告事項〉

- 第1号報告
平成25年度事業報告
" 決算報告
- 第2号報告
平成26年度事業計画
" 予算報告



第3部 懇談会



常見青年部会長

公益社団法人 上野法人会 第3回青年部会 報告会懇談会 第3回女性部会 報告会懇談会

青年部会、女性部会
合同での懇談会が和や
かに行われました。



吉田女性部会長



ご挨拶: 伊藤署長



今年度も東京上野
税務署伊藤署長様
より女性部会「社
会貢献活動」にご
協力として使用済
み切手を贈呈して
頂きました。



ご挨拶
佐藤青年担当副会長



ご挨拶
森重女性担当副会長



乾杯のご発声
長岡青年顧問



中締めのご挨拶
富坂青年副会長

演題

第2部 講演会

「母として、妻として、女将として」

貴乃花親方とご結婚され、「3児の母」、「貴乃花親方の妻」、「女将」という三役をこなす花田景子さんにご自身の経験を基に、家庭内や女将としての心構え、貴乃花親方のエピソードなどをお話していただき、皆さん興味深く聞き入っていました。



貴乃花部屋 女将
花田 景子氏



上野法人会 女性部会 管外研修会

小江戸ばすで巡る川越

平成26年
6月4日(水) 8時30分出発～

今年度1回目の管外研修会は、小江戸・川越に行きました。当日はお天気にも恵まれ、江戸の風情を色濃く残す蔵の街並みをガイドさんの説明とともにゆっくりと散策しながら十分に堪能することができました。特に、徳川家ゆかりの喜多院は、江戸城から移築されたお部屋をはじめ歴史的に貴重な文化財も多く、また天海僧正にもゆかりのあるお寺とのことで、上野との深いご縁を感じ、とても見応えがありました。川越のシンボル「時の鐘」では、1日4回だけ時刻を告げる情緒豊かな鐘の音が鳴り響き、まるで私たち一行を歓迎してくれているかのようでした。町全体が博物館のような川越の街並みは時の流れを忘れさせ、あっという間に楽しい一日が過ぎてゆきました。



＜喜多院にて＞



喜多院境内の五百羅漢は圧巻です！



「松本醤油商店」にて醤油蔵を見学させていただきました。



川越を知り尽くすガイド・勝岡さん



風情ある蔵造りの街並みと川越のシンボル「時の鐘」



「まじり会館」81の山車は迫力があります。



屋食は芋おこわ御膳を頂きました



女性幹事会

【と き】平成26年4月7日(月) 15:00～
【ところ】朝日信用金庫西町ビル7階 会議室

管外研修会、女性セミナー、絵はがきコンクール等、今年度に開催予定の事業について様々な話し合いが行われました。



吉田部会長



全国女性フォーラム香川大会

【と き】平成26年4月10日(木) 14:00～
【ところ】サンポートホール高松



今大会には吉田部会長他、中山・佐々木・中立・鏑各副部会長、及び小島常任幹事の総勢6名の役員様にご参加頂きました。



香川大会のスローガンは、「女性の強さと優しさは、空を超え、海を渡る～輝く子どもたちの未来と、地域社会の発展のために～」ということで、式典や記念講演を通じて、女性ならではの視点や可能性について改めて考えさせられ、大変有意義な全国大会となりました。

また、展示コーナーでは、「税に関する絵はがきコンクール」の優秀作品が全国から集まり、上野法人会女性部会も今年度より絵はがきコンクールを開催するにあたって、とても参考になりました。



社会貢献活動について

女性部会では、社会貢献活動として、以下のものを集めています。

- ・使用済み切手
- ・新品タオル
- ・プルタブ (源泉部会の社会貢献活動への協力として)

※東日本大震災復興支援「元気雑巾プロジェクト」は平成25年度をもちまして終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

新品タオルは、別団体へ寄付させていただきます。また、上記以外の物品の支援をご希望される場合は、一度法人会事務局にご相談ください。

「第3回 報告会」

【とき】平成26年5月13日(火) 16:00~17:00 講演会
17:10~17:40 報告会
【ところ】朝日信用金庫西町ビル7階 懇談会



▲久保菌部会長



▲(左から) 東京上野税務署 伊藤署長、東山副署長、金澤法1統括官、留場法2統括官、生田調査官

源泉部会

【とき】平成26年4月16日(水) 11:00~
【ところ】朝日信用金庫西町ビル4階会議室

会議では第3回報告会の件について話し合われました。



第1回 役員・実務者担当会議

源泉部会(久保菌到部会長)では、去る5月13日(火)朝日信用金庫西町ビル7階において東京上野税務署伊藤署長をはじめ、署幹部ご臨席のもと「第3回報告会」が開催されました。報告会では平成25年度事業報告・決算報告、平成26年度事業計画・予算報告がおこなわれ、滞りなく報告会は終了となりました。

＜報告事項＞

- 第1号報告 平成25年度事業報告・決算報告
- 第2号報告 平成26年度事業計画・予算報告

報告会

【演題】

黒田官兵衛に学ぶ経営戦略の奥義 “戦わずして勝つ!”

報告会前の講演会は、大河ドラマの主人公を題材に現代の経営に結びつける講演が昨年度も好評だった福永雅文氏に「黒田官兵衛に学ぶ経営戦略の奥義“戦わずして勝つ!”」という演題でお話しいただきました。NHK大河ドラマの影響もあり今年も多数の方が参加しました。



戦国マーケティング(株)代表取締役コンサルタント
NPOランチェスター協会 理事・研修部長

▲福永 雅文氏



上野優申会 第13回 定時総会



【とき】平成26年5月8日(木)
【ところ】上野精養軒「桜の間」

第1部 定時総会 16:00~
第2部 講演会 16:30~
第3部 懇親会 18:00~

上野優申会では、「第13回定時総会」が、会員数110社中、出席者91社(内、委任状による出席45社)で、過半数をこえており適法に成立し開催されました。規約により奥出会長が議長となり議事を進行し、各議案とも滞りなく満場一致で承認を頂き、無事閉会となりました。

〈司会〉石本委員



奥出会長



馬目副会長



平石監事



井田会計



高谷会計

- 1) 議事録署名人選出の件
- 2) 平成25年度事業報告承認の件
- 3) 平成25年度収支決算報告承認の件
同 監査報告承認の件
- 4) 平成26年度事業計画(案)承認の件
- 5) 平成26年度収支予算(案)承認の件

【総会議題】

「査察事務の概要」

講師：東京上野税務署 伊藤吉美署長

今年度の上野優申会・総会講演会は、東京上野税務署・伊藤署長に「査察事務の概要」についてお話頂きました。伊藤署長の経験に基づいたお話や、国税庁作成によるDVDの視聴などで国税調査官の仕事についてご説明頂き、参加者の方々にも大変好評を頂きました。



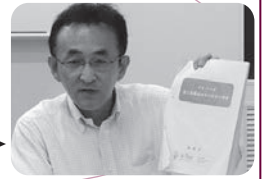
伊藤署長

各支部において東京上野税務署法人課税第一部門金澤統括官、幾世橋上席国税調査官ご臨席のもと、支部事業報告会が行われました。平成25年度事業報告・決算報告、平成26年度事業計画・予算報告について話し合わせ、研修会では幾世橋上席国税調査官に「平成26年度税制改正について」をお話頂きました。

～研修会～
「平成26年度税制改正について」

研修会では、資料を使い税制改正について説明して頂きました。

幾世橋上席国税調査官▶



【竹町支部】

＜熊倉支部長＞



平成26年4月24日(木) 台東地区センター

【東上野支部】

＜尾高支部長＞



平成26年5月23日(金) 東上野区民館

【上野支部】

＜土肥支部長＞



平成26年5月13日(火) 上野地区センター

【入谷支部】

＜服部支部長＞



平成26年5月23日(金) 入谷区民館

【金杉支部】

＜石原支部長＞



平成26年5月26日(月) 金杉区民館

【谷中支部】

＜吉田支部長＞



平成26年4月28日(月) 山ぎし

御徒町一丁目地区

【徒一夜店】

＜杉山地区長＞



平成26年5月10日(土) 町会館前道路模擬店等で盛り上がり、子供達と会話ができ、防犯等に役立つようになりました。

東上野一丁目地区

【太郎稲荷初午祭】

＜横川地区長＞



平成26年3月9日(日) 太郎稲荷神社
今年の初午祭も町会若者男女多数が集まり、和気藹々の中、執り行われました。

中根岸地区

【子供広場】

＜竹田地区長＞



平成26年5月10日(土)～11日(日) 根岸の里防災広場
二日間とも天気に恵まれ、今年度も多くの方が参加し子供達は大喜びでした。

金杉支部

【スキー教室】

＜石原支部長＞



平成26年2月28日(金)～3月2日(日) 少年自然の家霧ヶ峰学園
初心者の子供も1日でリフトに乗り、滑って降りてくるまでに上達していました。

谷中第一地区

【親子スキー教室】

＜佐藤地区長＞



平成26年3月7日(金)～3月9日(日) 長野県霧ヶ峰スキー場
今年も親子スキー教室を行いました。スキーが初めての子供も楽しんでいました。

谷中第三地区

【上野桜木桜まつり】

＜齊藤地区長＞



平成26年3月30日(日) 旧吉田屋酒店広場
来賓、町内、観光客の皆さんが参加してジャズや長唄の演奏を楽しみました。

広報委員が心に留まった記事をお届けします

広報委員の興味しんしん

『下町にお祭りシーズンが到来』

広報委員：森重伸悟（文・写真）

もうすぐ風が初夏の薫りを運んでくる四月の終わりから五月の始まりにかけて、東京の下町ではお祭りのシーズンを迎えます。私は昔からお祭りが大好きで、特にここ十年ほどそのお祭り熱が重症化し、いろいろなお祭りに何度も何度も出かけて行くようになってしまいました。特に今年は当社の氏神様「五條天神社」の本祭り！さらに高熱になってしまいます！

しかし、このお祭りと言うもの、深く関わっている人はものすごく詳しい、興味のない方はほぼ何も知らないのが現状です。そこで今回の「興味しんしん」では特に興味のない方向けにその雰囲気や多少でも味わっていただこうと思い、筆を進めたいと思います。お祭りに詳しい方、「そんなこと、君に言われなくても当然知ってるよ〜！」と言わずにどうかお付き合いください。



△元黒の紋入り瓦せんべい



△元黒門町 町会神輿

最初に書いたように、東京下町のお祭りは四月の終わりあたりから順々に始まっていくのですが、私が例年最初に参加させていたのは五月第二週の本祭りの『下谷神社例大祭』です。今年は二年に一度の本祭りで大きな宮神輿が出御する年です。

基本的にお祭りはどこの土地でも毎年行われるものですが、特に東京の場合、宮神輿（※注1）が出たり全町会が参加する大連合神輿渡御（※注2）が行われたりする大きなお祭りの年を「本祭り」、それ以外の町内神輿の渡御や子供祭りなど小規模で行われる、もしくは神社の式典のみの年を「カゲ祭り」などと言います。

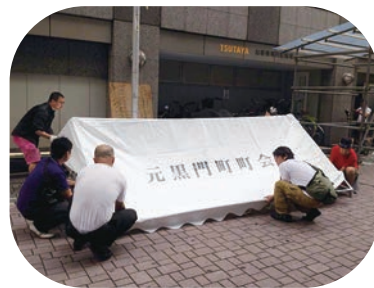


△下谷神社本社神輿



△三社祭の一之宮

今回はお付き合いのある三つの町会で本社神輿と町内神輿を担がせていただきました。五月十一日（土）の宵宮（※注3）では二町会で町内神輿を、十二日（日）の本社渡御では朝6:30から夕方6:30まで思う存分楽しく担がせていただきました。また、下谷神社二十八ヶ町の地域は上野法人会の地域でもありますので、それぞれの神酒所（※注4）に奉納する際や（※注5）お神輿を担いでいる最中にいろいろな方をお見かけしました（お忙しいようでしたので、声をかけずに失礼した場面もありました…申し訳ありません）。



△
神酒所準備▷



下谷神社のお祭りが終わると次は浅草の『三社祭』（※注6）です。周囲にもお祭り好き（バカ？）と思われる私ですが、三社祭は実は今年が初参加です。もちろん見物に出かけたことはありましたが、これまでなぜか縁がなく、お神輿を担いだことはありませんでした。今回の初参加ではお邪魔した町会のお神輿と一之宮（※注7）を担がせていただきました。ご存知の通り、三社祭はお神輿の他にも舞や大行列、太鼓の奉納など様々なイベント、また百基を超える町会神輿の大連合渡御が行われ、まさにお祭りのワンダーランド、全国の担ぎ手が目指す神輿の甲子園！の様相を呈しています。今年はその日より日曜日しか参加できませんでしたが、次回は是非、三社祭を味わい尽くしたいと思えます。

三社祭の翌週はとうとう当社の氏神様「五條天神社例大祭」です。余所のお祭りには楽しく参加させていただきただけですが、地元のお祭りはそうはいきません。各町会で様々な準備が早いところでは昨年から徐々に行われています。当社が所属する「元黒門町（もどくるもんちょう）町会」でも昨年からの打合せなどを重ね、特に四月に入ってからは氏子（※注8）町会全体の会議や町会青年部の会議（※注9）、関係各庁への申請などでんやわんやでした。

それでもそれは嵐の前の静けさ、実際にお祭りの準備に入ってからこそ嵐のように時間が過ぎていきます。まずは五月二十二日（木）、朝九時集合で神酒所設営に入ります。この日は近所の町会倉庫からテントや椅子、テーブルなど各種備品の運び出し、鳶頭（※注10）による祭壇の設営の開始などでほぼ一日かかります。

翌日二十三日(金)、神社倉庫から祭壇関係の荷物及び町会神輿の運び出し、祭壇の設営、神輿の組み立て、他町会への挨拶回りなどを済ませ、この日の最重要行事「御霊入れ」を待ちます。「御霊入れ」とは祭壇とお神輿に神様を移す行事で、これを行わないと祭壇やお神輿はただの飾りと同じ、そこに神様にお入りいただかないとお祭りが始まりません。この「御霊入れ」、関係者やよっぽどお祭りが好きな人でなければあまり見たことがないと思いますが、個人的にはお祭りのキモとなる行事だと思っておりますので、機会がありましたら是非ご覧いただくか参加されると興味深いと思います。当町会の祭壇は上野二丁目の仲町(なかちょう)通りを入ってすぐのところに設置されるのですが、普段の騒がしい飲み屋街もこの時は少しだけ神聖な雰囲気になったような気がしました。

さて、いよいよ二十四日(土)二十五日(日)はお神輿を担ぐこととなります。

二十四日、宵宮では当町会単独での町会神輿渡御と他三町会と合同で行う四町連合渡御が行われました。午後3:30に下町風俗資料館(※注11)付近を出発した元黒門町町会神輿、神社に宮入後、他のお神輿と合流、上野公園桜並木を下りアメ横方面へ。見物人も非常に多い上中(うえちゅん)通りを合同で盛大に渡御した後、元黒門町地域に戻り午後8:00終了。和やかで楽しい渡御になりました。



△五條天神社本社神輿

浅草&上野法人会
青年部会 ▶



御霊入れ



△元黒門町祭壇



△
▽ 御霊入れ



二十五日、ついに三年に一度の本社神輿渡御です。しかも、前回のお祭りの都合で今回に限り四年ぶりの本社神輿出御なので、緊張や期待も最大限まで膨らみ、高ぶる気持ちが抑えられないほどになってしまいました。

元黒門町会は上野公園内鎮座の五條天神社を午前11:45の宮出しの直後、毎回一番に本社神輿を担ぐことになっています。担ぎ上げ場所は上野公園袴腰(※注12)広場、新緑の桜並木を大きな宮神輿がだんだんとこちらに近づいてくる様は何度見ても圧巻で、見ているうちに胸に熱く込み上げるものがあり、平静を保つのが難しいほどです。鳶頭の木が入り(※注13)神輿が収まり、とうとう当町会の出番が来ました。青年部長と鳶頭がウマ(※注14)に上がり、担ぎ手を神輿に誘導し…担ぎ上げの準備が整った合図で木が入り担ぎ上げ!…その後のことはもうあんまり覚えていません!詳しくご覧になりたい方は毎年当町会で神輿渡御のDVDを作成していますので、そちらをご覧ください。私に問い合わせただければ差し上げます!(笑)あ、もし「一度お神輿担いでみたい!」と言う方がいらっしゃいましたら、こちらも私まで問い合わせしてみてください!大歓迎です!

当町会の渡御を終えた本社神輿はその後、他町会を回り午後7:40からの宮入道中を経て無事に五條天神社に宮入しました。大きな事故もなく美しい渡御になりました。

今回、五條天神社例大祭、元黒門町町会神輿及び本社神輿渡御を行うにあたり、多くの皆様のご多大なご支援とご協力をいただいたことにこの場をもちまして感謝の意を表したいと思います。特に担ぎ手の皆様には大変感謝しています。最後に今回担ぎ手として浅草法人会青年部会から河原部会長を始め七名の皆様が参加してくださったことをご報告し、重ねて感謝の意を表しまして、文章を終えたいと思います。

ありがとうございました。



- ※注1 本社(ほんしゃ)神輿などとも呼ばれる、神社が所有する大きな神輿。
- ※注2 とぎよ=お神輿を担ぐこと。
- ※注3 よいみや=前夜祭。
- ※注4 みきしよ=お祭りの際、祭壇を作り、また町内神輿を保管、そして御奉納の受付などをするために町内に設置される待機所。御神酒所(おみきしよ)とも。
- ※注5 通常、関係町会等に御神酒(おみき=お酒)やお祝いを奉納して回る。
- ※注6 正式名称「浅草神社例大祭」。
- ※注7 浅草神社には本社神輿が三基あり、本社渡御は年ごとに一之宮、二之宮、三之宮が順番で各町会に割り当てられる。

- ※注8 その神社の管轄する地域や町会員のこと。
- ※注9 当町会では若手で構成される青年部が祭礼の運営を担当している。
- ※注10 今回の場合、江戸消防記念会に所属し祭礼に関する仕事も行う鳶職の頭(かしら)を指す。
- ※注11 上野公園内不忍池の畔にある博物館。昔の下町の生活に関する展示などがされている。
- ※注12 はかまごし…上野公園入口、京成上野駅上の交番横近辺を地元ではこう呼んでいる。
- ※注13 木を入れる(きをいれる)…神輿の担ぎ上げ、及び収める際に拍子木を叩いて合図をすること。
- ※注14 神輿を置く台。

部下を育て、動かし、業績を向上させる最大の任務を担うのは管理職者である上司の務めである。

部下の人心を掌握し、適材適所で部下を巧みに動かし、活かすことこそが管理者としての務めといえよう。

が、業績という結果に結びついてないのが実情であり、うまく管理者の役割や機能が果たされていないといえよう。

社員がそう多くはない中小企業にとって、上司と部下との距離が短いというのは強みであり、顔と心の距離は近く、管理者が部下を心底知るにはそう多くの時間は要しない。

その強みを生かし、部下を育て、戦力化するために取り組むべき4つの要諦を伝えたい。

まず、部下は仕事の与え方・やらせ方ひとつで大きく伸びることを心得たい。

部下は、今以上に仕事をこなし、成長したいと願い、何よりも認められたいと願っているものである。

部下の現状の業務遂行能力が100%だとすれば、仕事で発揮すべき業績遂行能力を120%以上の目標値を設定してきちんと伝えることである。

そして、部下の心に火をつけるために、「厳しい目標だと思うが、君には十分に達成できるだけの能力もあり、期待している」との一言を添えれば、「よーし、やるぞ」と、上司から認められたいと奮闘するものである。

そして次に大事なものは、誉めることである。誉めることは「ヤル気」の源泉なのである。

しかし、仕事ができる管理者ほど、出来るのが当たり前だとして、誉めることを欠く向きが多い。

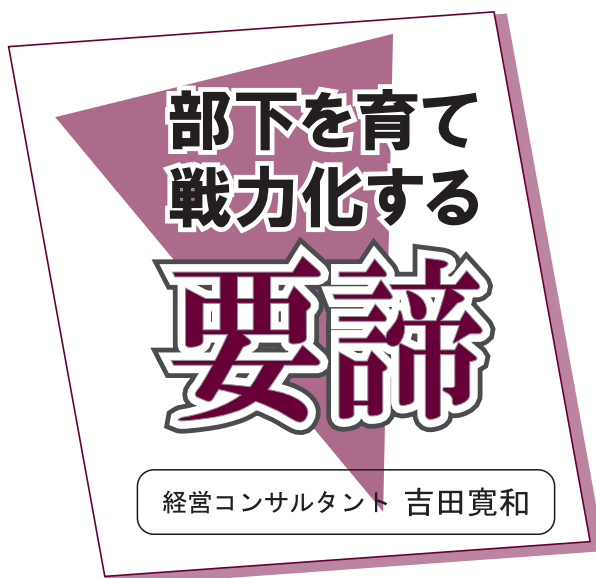
誉められることで部下は、認められたと感じるばかりでなく、自尊心がくすぐられるものである。

そして何より、成果を上げた仕事への取り組み方が正しかったことへの得心を深め、さらに実力を増していくのである。

さらに、管理者は部下を信頼し、アテにしていることをきちんと伝えることである。

アテにすることは、仕事を任せる事であり、責任を伴って、仕事の進め方についての権限を与えることでもある。

権限を伴った仕事を与えられた部下は、成功や業績を上げるために、挑戦する意欲を持ち、成功させるための工夫を考え、自ら努力を重ねていく。



この場合、注意しなければならないのは、部下に丸投げで放って置いては挫折に陥ったり、だらだらと安易な仕事に流されてしまう危惧があることである。

管理者として、問題に気づいたり、仕事の進捗状況に応じた先読みでの課題解決の働きかけや動機づけをすることを忘れてはならない。

『論語』に「有教無類」（教えありて類なし）との記述がある。

これは、「人間には、生まれつきの差はなく、教育による違いがあるだけ、だれでも教育によって立派になる」との教えだ。

部下に権限を与えて仕事を任せて進めていく上で、管理者はこの教育という視点での助言が部下を大きく成長させるものだとすることをしっかりと心得ておきたい。

そして最後に、良好な上下関係を構築する事であり、それは良好なコミュニケーションづくりにある。

コミュニケーションは、上下相互に方針・目標を共有し、そして信頼関係を築くことにある。

常に職場で部下に対して人間尊重に根差して声掛け、また、時として定期的に面談を図っていく組織的な取り組みが欠かせない。

管理者の最大の責務は「部下を生かし育てる」ことにあるが、上述の4つの要諦を今一度振り返り、実践していくことが、厳しい環境の中で企業の活路を開いていくのである。

管理の要諦を実践し、業績を伸ばそうではないか。

体は心のマネをする

経営ジャーナリスト 谷内さなえ

心だけは荒ませない

体は心のマネをする、という言葉聞いたことはありませんか。

やりたくないという気持ちはダラダラとした行動に現れたり、逆に楽しくて仕方がないと気持ちは次から次へとテキパキとした行動に現れたりします。

心の思いが行動を通じて体現させるとすれば、良い結果を得るためには良い思いが大事だと、心と体の関係をしっかりと伝えていきます。

また一方、現代は、職場に限らず、日常生活でもストレスに覆われ、どんどんと心萎えさせたり、心に不安を抱かせたりして、結果、人間関係にも大きな影を落としています。

心の荒みを与えられたり、与えたりする、悪循環の環境にある時代だともいえます。

その悪循環を良循環に変えていくためには、心という内面を整えていくことが大切です。

荒んだりした心持ちは、荒んだ結果となっていきます。

心が不細工な「心ブス」になっていけば、表情や態度にも表れて、周囲から本当の「ブス」と評価されてしまいかねません。

どう、「心を荒ませずに、ブスと呼ばれない自分を作っていくか」が問題です。

男女や職位を問わずに、素敵になっていくかどうかは大事なことです。

心を荒ませず、素敵になっていくチェックリストとして、大いに参考にしたいのが、左図に記したのですが、これは宝塚の舞台裏に貼り出されている「伝説の教え」だそうです。

タカラジェンヌという素敵な女性を輩出した教えだけに、しっかりと心に染むものがあります。

とくに、エンターテイナーとして舞台に立ち、観客を魅了するだけに心の持ちようは本当に大切です。

塞いでいたり、不安に包まれたり、できないと悲観的であったりしたら、そのまま演技や音楽に

も表れ、観客の心まで暗澹とさせてしまいかねないものがあります。

毎日のように、この「伝説の教え」に団員は見入り、姿勢を正して、日々臨んだことが察せられます。

私たちの周囲にも、グチの毎日や言い訳ばかりで他からは信用にもあてにもされていない、謙虚さがなく傲慢で、自分が最も正しく周囲が悪いと強情を張るなどの人がいますよね。

とても付き合いたくないどころか、お蔭でこちらの運気まで下げてくれそうで、嫌な思いにさせられますよね。

自身の振り返りとして、ぜひ自己チェックしてみてください。いくつ当てはまるでしょうか。

何個以上当てはまれば「ブス」に該当するということは記しませんが、少しでも当てはまらない日々であるように、心から願います。

ただ、0個であれば、あなたはきっとブスとは無縁だと断言できます。

日々、チェックして公私ともに充実した毎日を。

「ブス」の25ヶ条



- ① 笑顔がない
- ② お礼を言わない
- ③ おいしいと言わない
- ④ 精気がない
- ⑤ 自信がない
- ⑥ グチをこぼす
- ⑦ 希望や信念がない
- ⑧ いつも周囲が悪いと思っている
- ⑨ 自分がブスであることを知らない
- ⑩ 声が小さくいじけている
- ⑪ 何でもないことにキズつく
- ⑫ 他人に嫉妬(シット)する
- ⑬ 目が輝いていない
- ⑭ 責任転嫁(テンカ)がうまい
- ⑮ いつも口が「へ」の字の形をしている
- ⑯ 他人を恨(ウラ)む
- ⑰ 悲観的に物事を考える
- ⑱ 問題意識を持っていない
- ⑲ 他人に尽(ツ)くさない
- ⑳ 他人を信じない
- ㉑ 人生においても仕事においても意欲がない
- ㉒ 謙虚さがなく傲慢(ゴウマン)である
- ㉓ 人のアドバイスや忠告を受け入れない
- ㉔ 自分が最も正しいと信じている
- ㉕ 存在自体が周囲を暗くする

表紙 《ハシビロコウ》 撮影:須賀広報委員

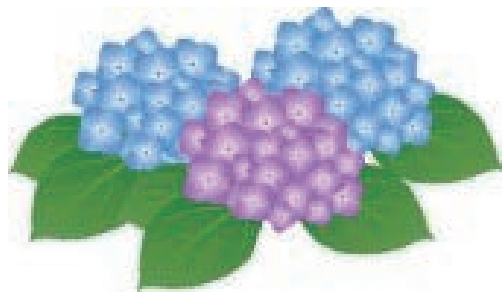
■平成26年6月発行 ■発行人 広報委員会 委員長 古茂田隆文 ■発行所 公益社団法人上野法人会
(〒110-0015 台東区東上野1-2-1 朝日信用金庫西町ビル5階 TEL5818-1151 FAX5818-1141)

あなたの税

街・町・まち

明るい社会を

支えてる



【谷中 三浦坂】

東法連 特定退職金共済制度

従業員のための退職金を計画的に準備できます。



優秀な人材の確保、定着化に役立ちます。

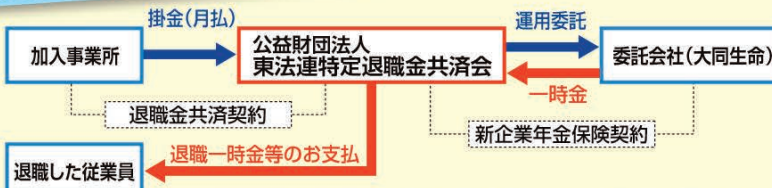
特退共制度の 5 つの魅力

- ① 従業員1人につき1口1,000円(月額)から30口まで加入できます。
- ② 掛金は全額損金(または必要経費)に算入できます。
- ③ 過去勤務期間の通算の取扱いを利用できます。(新規加入時のみ)
- ④ 中退共(中小企業退職金共済制度)との重複加入が可能です。
- ⑤ 簡単な手続きで加入いただけます。

公益財団法人東法連 特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会が母体となって昭和52年に設立されました。
- 所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を得て事業を開始し、現在約6千社の事業所に制度をご利用いただいております。
- 東京都知事の公益認定を受けて、平成24年10月に公益財団法人に移行しました。

東法連特退共制度の仕組み



この制度は大同生命と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。

資料請求・
お問い合わせは

TTK 公益財団法人東法連特定退職金共済会

〒160-0002 東京都新宿区坂町13番地4 全法連会館3階
TEL: 03-3357-1641 FAX: 03-3357-1642
<http://www.tohoren-tokutaikyoo.or.jp>